

高齢者のかたへの減免等

介護保険関係

問い合わせ 高齢介護課管理係 ☎38・2046

7月中旬の保険料確定以降は、減免の申請受け付けは、

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 介護保険料を所得の減少の度合いに応じて、来年度に見込まれる保険料段階の金額に減額(当該事由が生じた日の属する月から年度末まで適用)

■対象 保険料段階が第4〜14段階のかた

■要件 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以上に減少し、保険料段階が下がると見込まれるかた

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、収入がわかる書類(離職票等)を右記へ提出

【世帯の年間収入が150万円以下のかた】

■概要 介護保険料を基準額の25・5%〜54%以内に減額

■対象 保険料段階が、第1〜3段階のかた

■要件 前年の世帯年間収入金額が150万円以下で、生活が困窮している状態にあると認められるかた

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、収入がわかる書類、預貯金通帳等を右記へ提出

【火災などに遭われたかた】

■概要 リ災された月から12月分の介護保険料を50%〜全額減額

■対象 左記要件のいずれかに該当するかた

■要件 火災などにより、住宅や家財に全焼や床上浸水等著しい損害を受けたかた

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、リ災証明書を右記へ提出

【介護サービス利用者負担の減免】

■概要 要介護・要支援の認定を受けているかたで災害等の特別な理由により、在宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修の費用の1割または2割を負担することが一時的に困難なかたは、利用者負担を1割または2割以下に減免

宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修の費用の1割または2割を負担することが一時的に困難なかたは、利用者負担を1割または2割以下に減免

■対象 次の要件のいずれかに該当するかた

■要件 ①要介護者等生計維持者が、火災等で財産に著しい損害を受けたとき②生計維持者が、亡くなつた・心身に重大な障がいを受けた・長期入院・失業等で収入が著しく減少したとき

■申請 印鑑を持参の上、減免申請書、リ災証明書収入がわかる書類を右記へ提出

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

■概要 施設入所・ショートステイに係る居住費滞在費・食費の負担限度額を設定し、負担を軽減

■要件 ①世帯全員が市民税非課税のかた②別世帯でも配偶者がいる場合、その所得も勘案する③預貯金等が単身千万円以下、ご夫婦では2千万円以下であること

■申請 印鑑を持参の上、負担限度額認定申請書・預貯金通帳を右記へ提出

医療費関係

問い合わせ 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

【老人医療の適用】

■概要 所得が一定以下のかたの健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減

■対象 65歳以上70歳未満のかた

■要件 市(区)町村民税非課税世帯に属しており、かつ受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下のかた

■申請 印鑑、健康保険証を持参の上、上記へ提出

【老人医療一部負担金の免除】

■概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除

■対象 老人医療受給者

■要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を、上記へ提出



後期高齢者医療

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38・2037

【所得が半分以下になる見込みのかた】

■概要 保険料所得割の8割以内または均等割の5割以内を減免

■対象 世帯の前年の所得の合計額が600万円以下のかたで次の要件を満たすかた

■要件 事業または業務の休廃業、退職、失業その他の理由により所得が2分の1以下、もしくはそれに伴い世帯の所得見込額が2割軽減の基準額以下に減少する見込みがあり、保険料の納付が著しく困難なかた(2割軽減基準額:33万円+48万円×被保険者数)

■申請 後期高齢者医療保険料減免申請書、今年の所得の見積額を証する書類を、右記へ提出(郵送可)

【医療費一部負担金の減免等】

■概要 災害等の特別な事情により、医療費の一部負担金を減免もしくは猶予

■対象 次の要件を満たすかた

■要件 災害等の特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合

■申請 後期高齢者医療一部負担金免除および徴収猶予申請書、その他申請事由を証明する資料を右記へ提出

【負担割合の引き下げ】

■概要 3割負担のかたでも高齢者世帯員(70歳以上のかた・後期高齢者医療被保険者を含む)の収入金額の合算額が一定額未満である場合は、申請により1割負担に引き下げ

■要件 高齢者世帯員の収入金額の合算額が520万円未満の場合(高齢単身世帯の場合は383万円未満の場合)



個人市県民税

問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016/高齢介護課高齢福祉係 ☎38-2044

概要・要件	申請
【非課税】 ■概要 非課税 ■要件 前年中の所得が125万円以下で、障害者控除対象者認定書または障がい者手帳を交付されていること	確定申告書または、市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを、課税課市民税係へ提出(郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出) 障害者控除対象者認定書の交付については高齢介護課高齢福祉係へ
【所得控除】 ■概要 26万円(特別障害者30万円・同居特別障害者53万円)を控除 ■要件 本人または被扶養者が障害者控除対象者認定書または障がい者手帳を交付されていること	



※障がい者手帳とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳です。